

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月30日

【計算期間】 第1期中（自 平成27年3月27日 至 平成27年8月31日）

【ファンド名】 ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト -
GSエマージング社債ファンド
円投資型1503 / 米ドル投資型1503 / 豪ドル投資型1503
（Nomura Offshore Series Trust -
GS Emerging Markets Corporate Bond Fund (Class Yen Hedged Units
1503 / Class US Dollar Units 1503 / Class Australian Dollar
Hedged Units 1503)）

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
（Global Funds Trust Company）

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
（Jean-François Caprasse, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
（PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - GSエマージング社債ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。ファンドは複数のクラスで構成されます。

ファンドの投資状況および円投資型1503 / 米ドル投資型1503 / 豪ドル投資型1503の運用実績は次のとおりです。

（１）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

本表は、2015年9月末日時点で運用を開始している全クラスの資産を合計したファンドの資産を表示したものです。

（2015年9月末日現在）

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
固定利付債	アメリカ合衆国	45,861,989	42.68
	イギリス	16,976,293	15.80
	イスラエル	3,882,699	3.61
	小計	66,720,980	62.09
その他債券	アメリカ合衆国	14,597,898	13.59
	小計	14,597,898	13.59
国債	アメリカ合衆国	5,526,871	5.14
	イギリス	1,802,761	1.68
	小計	7,329,632	6.82
その他投資信託	アイルランド	5,311,465	4.94
	小計	5,311,465	4.94
変動利付債	イギリス	3,410,906	3.17
	アメリカ合衆国	1,129,977	1.05
	小計	4,540,883	4.23
米国財務省長期証券	アメリカ合衆国	2,535,313	2.36
	小計	2,535,313	2.36
小計		101,036,172	94.03
現金、預金およびその他資産 (負債控除後)		6,414,332	5.97
合計 (純資産総額)		107,450,504 (約12,890百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成27年9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝119.96円および1豪ドル＝84.06円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は円建、米ドル建または豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨、米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2015年3月27日（運用開始日）から2015年9月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

円投資型1503

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
2015年3月末日	678,665,737	10,006
4月末日	690,087,379	10,174
5月末日	694,925,686	10,245
6月末日	680,929,878	10,039
7月末日	681,390,508	10,046
8月末日	670,827,883	9,890
9月末日	653,096,804	9,629

米ドル投資型1503

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2015年3月末日	389,648	46,742,174	100.06	12,003
4月末日	396,437	47,556,583	101.81	12,213
5月末日	398,874	47,848,925	102.43	12,288
6月末日	391,224	46,931,231	100.47	12,052
7月末日	295,035	35,392,399	100.56	12,063
8月末日	290,479	34,845,861	99.00	11,876
9月末日	283,155	33,967,274	96.51	11,577

豪ドル投資型1503

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2015年3月末日	1,141,644	95,966,595	100.01	8,407
4月末日	1,164,218	97,864,165	101.99	8,573
5月末日	1,173,133	98,613,560	102.77	8,639
6月末日	1,143,947	96,160,185	100.21	8,424
7月末日	1,146,173	96,347,302	100.41	8,440
8月末日	1,129,852	94,975,359	98.98	8,320
9月末日	1,095,215	92,063,773	95.95	8,066

【分配の推移】

円投資型1503

計算期間	1口当たりの支払分配金
	円
2015年3月27日～2015年9月末日	140

米ドル投資型1503

計算期間	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
2015年3月27日～2015年9月末日	1.40	167.94

豪ドル投資型1503

計算期間	1口当たりの支払分配金	
	豪ドル	円
2015年3月27日～2015年9月末日	2.70	226.96

【収益率の推移】

円投資型1503

計算期間	収益率（注）
2015年3月27日～2015年9月末日	- 2.31%

米ドル投資型1503

計算期間	収益率（注）
2015年3月27日～2015年9月末日	- 2.09%

豪ドル投資型1503

計算期間	収益率（注）
2015年3月27日～2015年9月末日	- 1.35%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該計算期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 円投資型1503については10,000円、米ドル投資型1503については100米ドル、豪ドル投資型1503については100豪ドル

2【販売及び買戻しの実績】

2015年3月27日から2015年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2015年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

円投資型1503

販売口数	買戻し口数	発行済口数
67,829	0	67,829
(67,829)	(0)	(67,829)

米ドル投資型1503

販売口数	買戻し口数	発行済口数
3,894	960	2,934
(3,894)	(960)	(2,934)

豪ドル投資型1503

販売口数	買戻し口数	発行済口数
11,415	0	11,415
(11,415)	(0)	(11,415)

（注1）販売口数は、募集期間に販売された口数です。

（注2）（ ）内の数字は本邦における販売・買戻し口数および発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝119.96円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

純資産計算書

2015年 8 月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：111,408,564米ドル）	2	108,723,552	13,042,477
銀行預金		4,286,642	514,226
先物契約未収証拠金		102,364	12,280
ブローカーからの未収金		595,901	71,484
未収収益		1,503,061	180,307
設立費	2	266,643	31,986
資産合計		<u>115,478,163</u>	<u>13,852,760</u>
負債			
先物契約未実現損失	15	1,154	138
為替先渡取引未実現損失	14	323,844	38,848
クレジット・デフォルト・スワップ契約未実現損失	16	2,504	300
受益証券買戻未払金		298,390	35,795
ブローカーへの未払金		2,431,819	291,721
未払費用	10	708,079	84,941
負債合計		<u>3,765,790</u>	<u>451,744</u>
純資産		<u><u>111,712,373</u></u>	<u><u>13,401,016</u></u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1304受益証券（円建て）	9,311	154,006	1,434,017,378
米ドル投資型1304受益証券（米ドル建て）	93.35	108,464	10,124,797
豪ドル投資型1304受益証券（豪ドル建て）	92.47	104,827	9,692,958
円投資型1305受益証券（円建て）	9,415	150,213	1,414,232,293
米ドル投資型1305受益証券（米ドル建て）	94.32	89,421	8,434,159
豪ドル投資型1305受益証券（豪ドル建て）	93.29	98,454	9,184,333
円投資型1306受益証券（円建て）	10,084	20,699	208,737,116
米ドル投資型1306受益証券（米ドル建て）	101.43	16,243	1,647,472
豪ドル投資型1306受益証券（豪ドル建て）	100.52	10,774	1,082,982
円投資型1307受益証券（円建て）	9,861	5,972	58,888,469
米ドル投資型1307受益証券（米ドル建て）	99.04	7,466	739,451
豪ドル投資型1307受益証券（豪ドル建て）	97.64	6,835	667,370
円投資型1308受益証券（円建て）	10,078	3,214	32,391,695
米ドル投資型1308受益証券（米ドル建て）	100.98	10,316	1,041,681
豪ドル投資型1308受益証券（豪ドル建て）	99.39	11,624	1,155,318
円投資型1309受益証券（円建て）	9,959	1,550	15,436,723
米ドル投資型1309受益証券（米ドル建て）	100.36	1,810	181,659
豪ドル投資型1309受益証券（豪ドル建て）	99.24	6,735	668,379
円投資型1312受益証券（円建て）	9,899	56,550	559,801,880
米ドル投資型1312受益証券（米ドル建て）	99.41	26,487	2,633,000
豪ドル投資型1312受益証券（豪ドル建て）	98.31	6,416	630,737
円投資型1403受益証券（円建て）	9,796	8,988	88,046,625
米ドル投資型1403受益証券（米ドル建て）	98.26	14,803	1,454,576
豪ドル投資型1403受益証券（豪ドル建て）	97.62	10,485	1,023,521
円投資型1406受益証券（円建て）	9,538	18,425	175,746,761
米ドル投資型1406受益証券（米ドル建て）	95.58	17,154	1,639,632
豪ドル投資型1406受益証券（豪ドル建て）	95.75	15,466	1,480,851
円投資型1409受益証券（円建て）	9,595	10,076	96,677,701
米ドル投資型1409受益証券（米ドル建て）	96.20	38,331	3,687,491
豪ドル投資型1409受益証券（豪ドル建て）	96.00	24,262	2,329,273
円投資型1412受益証券（円建て）	10,078	23,680	238,647,175
米ドル投資型1412受益証券（米ドル建て）	100.96	9,144	923,167
豪ドル投資型1412受益証券（豪ドル建て）	100.86	12,280	1,238,574
円投資型1503受益証券（円建て）	9,890	67,829	670,827,883
米ドル投資型1503受益証券（米ドル建て）	99.00	2,934	290,479
豪ドル投資型1503受益証券（豪ドル建て）	98.98	11,415	1,129,852
円投資型1506受益証券（円建て）	9,836	155,460	1,529,084,128
米ドル投資型1506受益証券（米ドル建て）	98.39	19,206	1,889,773
豪ドル投資型1506受益証券（豪ドル建て）	98.59	18,148	1,789,290

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表
2015年 8 月31日に終了した期間

円投資型1304受益証券

期首現在発行済受益証券口数	181,096
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(27,090)
期末現在発行済受益証券口数	154,006

米ドル投資型1304受益証券

期首現在発行済受益証券口数	127,518
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(19,054)
期末現在発行済受益証券口数	108,464

豪ドル投資型1304受益証券

期首現在発行済受益証券口数	121,332
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(16,505)
期末現在発行済受益証券口数	104,827

円投資型1305受益証券

期首現在発行済受益証券口数	166,778
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(16,565)
期末現在発行済受益証券口数	150,213

米ドル投資型1305受益証券

期首現在発行済受益証券口数	118,826
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(29,405)
期末現在発行済受益証券口数	89,421

豪ドル投資型1305受益証券

期首現在発行済受益証券口数	104,934
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(6,480)
期末現在発行済受益証券口数	98,454

円投資型1306受益証券

期首現在発行済受益証券口数	20,929
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(230)
期末現在発行済受益証券口数	20,699

米ドル投資型1306受益証券

期首現在発行済受益証券口数	20,283
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(4,040)
期末現在発行済受益証券口数	16,243

豪ドル投資型1306受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,870
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,096)
期末現在発行済受益証券口数	10,774

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2015年8月31日に終了した期間

円投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,472
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(500)
期末現在発行済受益証券口数	5,972

米ドル投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	10,961
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(3,495)
期末現在発行済受益証券口数	7,466

豪ドル投資型1307受益証券

期首現在発行済受益証券口数	9,135
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,300)
期末現在発行済受益証券口数	6,835

円投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	3,214
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	3,214

米ドル投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	12,803
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,487)
期末現在発行済受益証券口数	10,316

豪ドル投資型1308受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,686
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(62)
期末現在発行済受益証券口数	11,624

円投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	1,550
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	1,550

米ドル投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,040
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(3,230)
期末現在発行済受益証券口数	1,810

豪ドル投資型1309受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,735
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	6,735

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2015年8月31日に終了した期間

円投資型1312受益証券

期首現在発行済受益証券口数	57,550
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(1,000)
期末現在発行済受益証券口数	56,550

米ドル投資型1312受益証券

期首現在発行済受益証券口数	26,874
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(387)
期末現在発行済受益証券口数	26,487

豪ドル投資型1312受益証券

期首現在発行済受益証券口数	6,416
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	6,416

円投資型1403受益証券

期首現在発行済受益証券口数	8,988
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	8,988

米ドル投資型1403受益証券

期首現在発行済受益証券口数	15,483
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(680)
期末現在発行済受益証券口数	14,803

豪ドル投資型1403受益証券

期首現在発行済受益証券口数	10,485
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	10,485

円投資型1406受益証券

期首現在発行済受益証券口数	18,625
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(200)
期末現在発行済受益証券口数	18,425

米ドル投資型1406受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,562
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(2,408)
期末現在発行済受益証券口数	17,154

豪ドル投資型1406受益証券

期首現在発行済受益証券口数	15,996
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(530)
期末現在発行済受益証券口数	15,466

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2015年8月31日に終了した期間

円投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	10,076
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	10,076

米ドル投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	42,331
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(4,000)
期末現在発行済受益証券口数	38,331

豪ドル投資型1409受益証券

期首現在発行済受益証券口数	24,282
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(20)
期末現在発行済受益証券口数	24,262

円投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	23,680
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	23,680

米ドル投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	9,144
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	9,144

豪ドル投資型1412受益証券

期首現在発行済受益証券口数	12,280
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	12,280

円投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	67,829
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	67,829

米ドル投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	3,894
買戻受益証券口数	(960)
期末現在発行済受益証券口数	2,934

豪ドル投資型1503受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	11,415
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	11,415

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

発行済受益証券口数の変動表（続き）

2015年8月31日に終了した期間

円投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	155,460
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	155,460

米ドル投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	19,206
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	19,206

豪ドル投資型1506受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
発行受益証券口数	18,148
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	18,148

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

中間財務書類に対する注記

2015年8月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2013年2月26日付基本信託証書によりアンブレラ・ユニット・トラストとして設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書、クラス補遺および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

ファンド

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド（以下「ファンド」という。）は、2013年2月26日付補遺信託証書により設立された。

ファンドの投資目的は、通常の市況の下において、主としてエマージング諸国の企業またはエマージング諸国の関連企業が発行する米ドル建て債券に投資することにより、長期的なキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを実現することである。また、ファンドの資産は、エマージング諸国およびエマージング諸国関連の国債、政府機関債に投資することでもできる。

ファンドは、信託証書に記載される状況に従い早期償還する場合を除いて、以下の場合に償還する。

- () 発行済みのファンドのすべてのクラスの強制買戻日の中でもっとも遅い日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとす
る。）、または
- () 払込日から3年経過後、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が30億円（または相当額）を下回った場合、
管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により決定した場合。

受益証券のクラスは、払込日以降いつでも、円投資型受益証券については10億円、米ドル投資型受益証券については10億円（または相当額）または豪ドル投資型受益証券については10億円（または相当額）を下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還する場合がある。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および/または副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 満期までの残存期間が60日以下の短期投資対象は、() 時価、または() 償却減価によるか、満期の61日前の日における市場価格と額面金額の差額を償却することにより、または() 時価が入手できない場合は償却減価で評価することができる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2015年8月31日現在の為替レート：

1米ドル = 1.39373 豪ドル

1米ドル = 0.88511 ユーロ

1米ドル = 120.76010 日本円

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現純利益は資産として、また未実現純損失は負債として純資産計算書に計上される。契約の終結時に、ファンドは契約締結時の契約価額と契約終結時の契約価額との間の差額に等しい実現損益を計上する。

金利スワップ契約

期末現在の未決済金利スワップ契約の評価は、予想される将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいている。評価によって生じた未実現損益は、運用計算書の金利スワップ契約未実現利益または未実現損失として計上される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約（CDSおよびCDX）は、公正価値で表示される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が未決済の期間、未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。本評価によって生じる未実現損益の変動は、運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約で支払われた、または受領されたプレミアムは、クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる実現純損益の一部として発生時に運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が終了した場合、プレミアムとクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済から生じた手取金の差額は、クレジット・デフォルト・スワップ契約にかかる実現純損益として運用計算書に計上される。

注 3 - 受託会社報酬

受託会社は、新しいクラスの設立に関連して、当初設立報酬として5,000米ドルを受領した。

さらに、受託会社は、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注 4 - 管理会社報酬

管理会社は、新しいクラスの設立に関連して、当初設立報酬として5,000米ドルを受領した。

さらに、管理会社は、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注 5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、ファンドの純資産総額に基づき、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

5 億米ドル以下の純資産	0.55%
5 億米ドル超10億米ドル以下の純資産	0.52%
10億米ドル超30億米ドル以下の純資産	0.49%
30億米ドル超50億米ドル以下の純資産	0.46%
50億米ドル超の純資産	0.43%

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注 6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.05%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

ファンドの投資目的、方針および制限に従った投資顧問会社から保管会社への通知による一定の為替取引の委託業務につき、保管会社は、保管会社と受託会社の間で合意されたかかる業務の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注 7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

監査確認書の発行、中間財務書類の作成またはルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計基準以外の会計基準の使用など、一定の特別な管理事務業務の実行につき、管理事務代行会社は、管理事務代行会社と受託会社の間で合意されたかかる業務の報酬をファンドの資産から受領する権利も有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注 8 - 総販売会社報酬

総販売会社は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点の円投資型および米ドル投資型受益証券については米ドル建ての平均純資産総額の年率0.65%、豪ドル投資型受益証券については米ドル建ての平均純資産総額の年率0.80%に相当する額の報酬を、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、円投資型、米ドル投資型、豪ドル投資型それぞれについて円、米ドルおよび豪ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

注 9 - 日本における販売会社および代行協会員報酬

日本における販売会社および代行協会員は、その業務につき、当該四半期中の各ファンド営業日のルクセンブルグにおける営業終了時点のファンドの平均純資産総額の以下の年率に相当する額の報酬を、ファンドの純資産総額に基づき、当該四半期末から60日暦日以内に、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

5億米ドル以下の純資産	0.40%
5億米ドル超10億米ドル以下の純資産	0.43%
10億米ドル超30億米ドル以下の純資産	0.46%
30億米ドル超50億米ドル以下の純資産	0.49%
50億米ドル超の純資産	0.52%

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	153,550
日本における販売会社および代行協会員報酬	111,581
管理事務代行報酬	27,899
保管会社報酬	13,960
受託会社報酬および管理会社報酬	5,579
現金支出費	2,788
専門家報酬	37,861
総販売会社報酬	189,822
設立費	28,299
その他の費用	136,740
未払費用	<u>708,079</u>

注11 - 分配

管理会社は、分配可能なインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型受益証券の口数に応じて、投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上で未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎年分配月の15日（以下、それぞれ「分配基準日」という。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して四半期毎の分配を行うことを予定している。管理会社が投資顧問会社と協議の後、随時決定するその他の日時時点の受益者に対して行うこともできる。

分配日は以下のとおりである。

受益証券クラス	分配月	初回の分配
円投資型1304 米ドル投資型1304 豪ドル投資型1304	1月、4月、7月および10月	2013年7月
円投資型1305 米ドル投資型1305 豪ドル投資型1305	2月、5月、8月および11月	2013年8月
円投資型1306 米ドル投資型1306 豪ドル投資型1306	3月、6月、9月および12月	2013年9月
円投資型1307 米ドル投資型1307 豪ドル投資型1307	1月、4月、7月および10月	2013年10月
円投資型1308 米ドル投資型1308 豪ドル投資型1308	2月、5月、8月および11月	2013年11月
円投資型1309 米ドル投資型1309 豪ドル投資型1309	3月、6月、9月および12月	2013年12月
円投資型1312 米ドル投資型1312 豪ドル投資型1312	3月、6月、9月および12月	2014年3月
円投資型1403 米ドル投資型1403 豪ドル投資型1403	3月、6月、9月および12月	2014年6月
円投資型1406 米ドル投資型1406 豪ドル投資型1406	3月、6月、9月および12月	2014年9月
円投資型1409 米ドル投資型1409 豪ドル投資型1409	3月、6月、9月および12月	2014年12月
円投資型1412 米ドル投資型1412 豪ドル投資型1412	3月、6月、9月および12月	2015年3月
円投資型1503 米ドル投資型1503 豪ドル投資型1503	3月、6月、9月および12月	2015年6月
円投資型1506 米ドル投資型1506 豪ドル投資型1506	3月、6月、9月および12月	2015年9月

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。分配は、円貨（円投資型受益証券）、米ドル貨（米ドル投資型受益証券）および豪ドル貨（豪ドル投資型受益証券）で受益者へ支払われる。

2015年8月31日に終了した期間に、ファンドは総額1,704,238米ドルの分配を行った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13 - 購入および買戻し

当初募集

すべてのクラスの全受益証券の各当初募集期間（以下「当初募集期間」という。）は、以下のとおりであった。

受益証券	募集期間	払込日
円投資型1304 米ドル投資型1304 豪ドル投資型1304	2013年4月3日から2013年4月24日まで	2013年4月24日
円投資型1305 米ドル投資型1305 豪ドル投資型1305	2013年5月8日から2013年5月30日まで	2013年5月30日
円投資型1306 米ドル投資型1306 豪ドル投資型1306	2013年6月5日から2013年6月27日まで	2013年6月27日
円投資型1307 米ドル投資型1307 豪ドル投資型1307	2013年7月8日から2013年7月30日まで	2013年7月30日
円投資型1308 米ドル投資型1308 豪ドル投資型1308	2013年8月7日から2013年8月29日まで	2013年8月29日
円投資型1309 米ドル投資型1309 豪ドル投資型1309	2013年9月2日から2013年9月27日まで	2013年9月27日
円投資型1312 米ドル投資型1312 豪ドル投資型1312	2013年12月2日から2013年12月20日まで	2013年12月20日
円投資型1403 米ドル投資型1403 豪ドル投資型1403	2014年3月3日から2014年3月28日まで	2014年3月28日
円投資型1406 米ドル投資型1406 豪ドル投資型1406	2014年6月2日から2014年6月27日まで	2014年6月27日
円投資型1409 米ドル投資型1409 豪ドル投資型1409	2014年9月1日から2014年9月29日まで	2014年9月29日
円投資型1412 米ドル投資型1412 豪ドル投資型1412	2014年12月1日から2014年12月19日まで	2014年12月19日
円投資型1503 米ドル投資型1503 豪ドル投資型1503	2015年3月2日から2015年3月27日まで	2015年3月27日
円投資型1506 米ドル投資型1506 豪ドル投資型1506	2015年6月1日から2015年6月29日まで	2015年6月29日

当該期間中に募集される各クラス受益証券の当初発行価格は、円投資型については1口当たり10,000円、米ドル投資型については1口当たり100米ドル、豪ドル投資型については1口当たり100豪ドルである。

1 購入申込当たりの最低投資口数は1口で、追加購入は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する額または口数とする。ただし、受益証券は整数でのみ発行される。

受益証券の購入申込書は、当初募集期間の最終日の正午（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社によって受領されなければならない。支払は、円投資型は円貨、米ドル投資型は米ドル貨、豪ドル投資型は豪ドル貨で行われるものとし、払込日に受領されなければならない。

受益証券の買戻し

ファンド証券は、払込日以降、ファンド営業日において受益者の選択により買い戻される。受益者は、ファンド証券を買い戻すよう管理会社に要求する買戻通知を送付することができる。受益証券の買戻しの申込みは1口以上1口単位とする。買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日時点における受益証券1口当たり純資産価格とする。

円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型のファンド証券は、存続期間が決まっており、満期日（ファンド営業日でない場合はその直前のファンド営業日）において、その日付のファンド証券1口当たり純資産価格で強制的に買い戻される。

受益証券クラス	満期日
円投資型1304、米ドル投資型1304、豪ドル投資型1304	2020年10月15日
円投資型1305、米ドル投資型1305、豪ドル投資型1305	2020年11月13日
円投資型1306、米ドル投資型1306、豪ドル投資型1306	2020年12月15日
円投資型1307、米ドル投資型1307、豪ドル投資型1307	2021年1月15日
円投資型1308、米ドル投資型1308、豪ドル投資型1308	2021年2月15日
円投資型1309、米ドル投資型1309、豪ドル投資型1309	2021年3月15日
円投資型1312、米ドル投資型1312、豪ドル投資型1312	2021年6月15日
円投資型1403、米ドル投資型1403、豪ドル投資型1403	2021年9月15日
円投資型1406、米ドル投資型1406、豪ドル投資型1406	2021年12月15日
円投資型1409、米ドル投資型1409、豪ドル投資型1409	2022年3月15日
円投資型1412、米ドル投資型1412、豪ドル投資型1412	2022年6月15日
円投資型1503、米ドル投資型1503、豪ドル投資型1503	2022年9月15日
円投資型1506、米ドル投資型1506、豪ドル投資型1506	2022年12月15日

円投資型、米ドル投資型および豪ドル投資型のファンド証券の買戻しには、それが任意的に行われる場合であれ強制的に行われる場合であれ、以下の料率の買戻手数料が課せられ、当該買戻手数料は総販売会社に対して支払われる。

円投資型1304、米ドル投資型1304、豪ドル投資型1304	円投資型1305、米ドル投資型1305、豪ドル投資型1305	1口当たり買戻手数料 （当初発行価格に対して）
2014年4月23日まで	2014年5月29日まで	3.00%
2014年4月24日から2015年4月23日まで	2014年5月30日から2015年5月29日まで	2.50%
2015年4月24日から2016年4月23日まで	2015年5月30日から2016年5月29日まで	2.00%
2016年4月24日から2017年4月23日まで	2016年5月30日から2017年5月29日まで	1.50%
2017年4月24日から2018年4月23日まで	2017年5月30日から2018年5月29日まで	1.00%
2018年4月24日から2019年4月23日まで	2018年5月30日から2019年5月29日まで	0.50%
2019年4月24日以降	2019年5月30日以降	0%

円投資型1306、米ドル投資型1306、豪ドル投資型1306	円投資型1307、米ドル投資型1307、豪ドル投資型1307	1口当たり買戻手数料 （当初発行価格に対して）
2014年6月26日まで	2014年7月29日まで	3.00%
2014年6月27日から2015年6月26日まで	2014年7月30日から2015年7月29日まで	2.50%
2015年6月27日から2016年6月26日まで	2015年7月30日から2016年7月29日まで	2.00%
2016年6月27日から2017年6月26日まで	2016年7月30日から2017年7月29日まで	1.50%
2017年6月27日から2018年6月26日まで	2017年7月30日から2018年7月29日まで	1.00%
2018年6月27日から2019年6月26日まで	2018年7月30日から2019年7月29日まで	0.50%
2019年6月27日以降	2019年7月30日以降	0%

円投資型1308、米ドル投資型1308、豪ドル投資型1308	円投資型1309、米ドル投資型1309、豪ドル投資型1309	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年8月28日まで	2014年9月26日まで	3.00%
2014年8月29日から2015年8月28日まで	2014年9月27日から2015年9月26日まで	2.50%
2015年8月29日から2016年8月28日まで	2015年9月27日から2016年9月26日まで	2.00%
2016年8月29日から2017年8月28日まで	2016年9月27日から2017年9月26日まで	1.50%
2017年8月29日から2018年8月28日まで	2017年9月27日から2018年9月26日まで	1.00%
2018年8月29日から2019年8月28日まで	2018年9月27日から2019年9月26日まで	0.50%
2019年8月29日以降	2019年9月27日以降	0%

円投資型1312、米ドル投資型1312、豪ドル投資型1312	円投資型1403、米ドル投資型1403、豪ドル投資型1403	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2014年12月19日まで	2015年3月27日まで	3.00%
2014年12月20日から2015年12月19日まで	2015年3月28日から2016年3月27日まで	2.50%
2015年12月20日から2016年12月19日まで	2016年3月28日から2017年3月27日まで	2.00%
2016年12月20日から2017年12月19日まで	2017年3月28日から2018年3月27日まで	1.50%
2017年12月20日から2018年12月19日まで	2018年3月28日から2019年3月27日まで	1.00%
2018年12月20日から2019年12月19日まで	2019年3月28日から2020年3月27日まで	0.50%
2019年12月20日以降	2020年3月28日以降	0%

円投資型1406、米ドル投資型1406、豪ドル投資型1406	円投資型1409、米ドル投資型1409、豪ドル投資型1409	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2015年6月26日まで	2015年9月28日まで	3.00%
2015年6月27日から2016年6月26日まで	2015年9月29日から2016年9月28日まで	2.50%
2016年6月27日から2017年6月26日まで	2016年9月29日から2017年9月28日まで	2.00%
2017年6月27日から2018年6月26日まで	2017年9月29日から2018年9月28日まで	1.50%
2018年6月27日から2019年6月26日まで	2018年9月29日から2019年9月28日まで	1.00%
2019年6月27日から2020年6月26日まで	2019年9月29日から2020年9月28日まで	0.50%
2020年6月27日以降	2020年9月29日以降	0%

円投資型1412、米ドル投資型1412、豪ドル投資型1412	円投資型1503、米ドル投資型1503、豪ドル投資型1503	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2015年12月18日まで	2016年3月26日まで	3.00%
2015年12月19日から2016年12月18日まで	2016年3月27日から2017年3月26日まで	2.50%
2016年12月19日から2017年12月18日まで	2017年3月27日から2018年3月26日まで	2.00%
2017年12月19日から2018年12月18日まで	2018年3月27日から2019年3月26日まで	1.50%
2018年12月19日から2019年12月18日まで	2019年3月27日から2020年3月26日まで	1.00%
2019年12月19日から2020年12月18日まで	2020年3月27日から2021年3月26日まで	0.50%
2020年12月19日以降	2021年3月27日以降	0%

円投資型1506、米ドル投資型1506、豪ドル投資型1506	1口当たり買戻手数料 (当初発行価格に対して)
2016年6月28日まで	3.00%
2016年6月29日から2017年6月28日まで	2.50%
2017年6月29日から2018年6月28日まで	2.00%
2018年6月29日から2019年6月28日まで	1.50%
2019年6月29日から2020年6月28日まで	1.00%
2020年6月29日から2021年6月28日まで	0.50%
2021年6月29日以降	0%

受益証券のクラスが早期償還されるもしくは強制的に買い戻された場合またはファンドが早期償還された場合にも同じ料率の買戻手数料が課され、当該買戻手数料は総販売会社に対して支払われる。日本における販売会社は、日本におけるファンドの独占的な販売会社であり、前払いの販売手数料に等しい当初の報酬を総販売会社より受領する。買戻手数料および総販売会社報酬は総販売会社に対して支払われ、そのすべてまたは一部が、（前払いの販売手数料に代わる当初の報酬などの）日本における販売会社への報酬の支払に関する費用を含む、ファンド証券の募集に関する総販売会社によるファンドへの業務提供に関する費用を賄うために用いられる。

ファンド証券の買戻しに関する送金は、円投資型については円建て、米ドル投資型については米ドル建て、および、豪ドル投資型については豪ドル建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から4ファンド営業日以内および/または管理会社が受託会社と協議の上随時決定することができるその他の日、または（豪ドル投資型に関しては）4ファンド営業日目メルボルンの銀行の営業日でない場合はメルボルンの銀行が営業を行う翌ファンド営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

注14 - 為替先渡取引

2015年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドル）
日本円	6,570,205,310	米ドル	54,577,064	2015年9月30日	(137,828)
豪ドル	32,834,875	米ドル	23,704,120	2015年9月30日	(185,941)
米ドル	75,266	日本円	9,048,119	2015年9月30日	295
米ドル	60,525	日本円	7,325,872	2015年9月30日	(175)
米ドル	67,325	日本円	8,148,922	2015年9月30日	(195)
					(323,844)

注15 - 先物契約

2015年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済の先物契約は以下のとおりであった。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 （米ドル）	未実現利益（損失） （米ドル）
ロング・ポジション（買持高）					
米ドル	2	10年 FUT US NOTE 6 %	2015年12月	255,406	141
米ドル	54	5年 FUT US NOTE 6 %	2016年1月	6,476,203	6,445
米ドル	13	5年 FUT US NOTE 6 %	2015年9月	1,564,266	8,070
米ドル	7	30年 FUT US ULTRA BOND 6 %	2015年12月	1,120,656	2,532
米ドル	13	2年 FUT US NOTE 6 %	2015年12月	2,844,563	1,260
				12,261,094	18,448
ショート・ポジション（売持高）					
米ドル	(13)	20年 FUT US LONG BD 6 %	2015年12月	(2,031,250)	15
米ドル	(5)	20年 FUT US LONG BD 6 %	2015年9月	(788,750)	(19,617)
				(2,820,000)	(19,602)
					(1,154)

注16 - クレジット・デフォルト・スワップ契約

2015年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済のクレジット・デフォルト・スワップ契約は以下のとおりであった。

通貨	額面価額	銘柄	満期日	未実現（損失） （米ドル）
プロテクションの買いポジション				
米ドル	3,000,000	CDS CHINA 100BP 1%、満期日2019年12月20日	2019年12月20日	(2,504)
				(2,504)

（２）【投資有価証券明細表等】

ノムラ・オフショア・シリーズ・トラスト - G S エマージング社債ファンド

投資有価証券明細表

2015年 8 月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アルゼンチン					
その他債券					
米ドル	550,000	YPF SOCIEDAD 8.75% 04/04/24	569,567	522,904	0.47
			569,567	522,904	0.47
固定利付債					
米ドル	1,260,000	YPF SOCIEDAD 8.875% 19/12/18	1,306,620	1,289,262	1.15
			1,306,620	1,289,262	1.15
		アルゼンチン合計	1,876,187	1,812,166	1.62
アゼルバイジャン					
固定利付債					
米ドル	540,000	STATE OIL CO 6.95% 18/03/30	539,439	527,578	0.47
			539,439	527,578	0.47
		アゼルバイジャン合計	539,439	527,578	0.47
バングラデシュ					
固定利付債					
米ドル	570,000	BANGLALINK DIG 8.625% 6/05/19	564,346	575,939	0.52
			564,346	575,939	0.52
		バングラデシュ合計	564,346	575,939	0.52
バミューダ					
固定利付債					
米ドル	2,220,000	DIGICEL GROUP 8.25% 30/09/20	2,357,524	2,062,402	1.84
米ドル	420,000	DIGICEL GP LTD 7.125% 01/04/22	395,850	370,666	0.33
米ドル	270,000	DIGICEL LTD 6.75% 01/03/23	270,000	248,187	0.22
米ドル	250,000	DIGICEL LTD 6.75% 01/03/23	245,625	229,378	0.21
米ドル	200,000	DIGICEL LTD 8.25% 30/09/20	202,400	185,802	0.17
			3,471,399	3,096,435	2.77
		バミューダ合計	3,471,399	3,096,435	2.77
ブラジル					
その他債券					
米ドル	1,550,000	BRAZIL MINAS 5.333% 15/02/28	1,642,415	1,383,585	1.24
			1,642,415	1,383,585	1.24

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ブラジル（続き）					
固定利付債					
米ドル	760,000	BANCO EST RIO 7.375% 02/02/22	836,567	592,181	0.53
			836,567	592,181	0.53
		ブラジル合計	2,478,982	1,975,766	1.77
英領ヴァージン諸島					
固定利付債					
米ドル	770,000	CNTL AMR BOTTLING 6.75% 9/02/22	830,718	824,297	0.73
米ドル	750,000	STUDIO CITY FIN 8.5% 01/12/20	796,875	735,326	0.66
米ドル	758,000	ARCOS DORADOS HDG 6.625% 27/09/23	760,051	701,559	0.63
			2,387,644	2,261,182	2.02
		英領ヴァージン諸島合計	2,387,644	2,261,182	2.02
カナダ					
固定利付債					
米ドル	606,000	PACIFIC RUBIALES 5.125% 28/03/23	476,415	288,620	0.26
			476,415	288,620	0.26
		カナダ合計	476,415	288,620	0.26
ケイマン諸島					
変動利付債					
米ドル	400,000	MAF GLOBAL SECS FRN 29/10/49	434,500	426,080	0.38
米ドル	670,000	BANCO DO BRASIL VR 29/12/49	508,122	404,157	0.36
米ドル	290,000	HUTCH WHAMPOA INT FRN 29/12/49	297,250	290,879	0.26
			1,239,872	1,121,116	1.00
その他債券					
米ドル	440,000	PEMEX FINANCE 10.61% 15/08/17	251,900	241,619	0.22
			251,900	241,619	0.22
固定利付債					
米ドル	1,500,000	BANCO BRASIL CAYM 9% 29/12/49	1,405,344	1,222,155	1.08
米ドル	1,110,000	SAGICOR FIN LTD 8.875% 11/08/22	1,095,870	1,184,925	1.05
米ドル	850,000	COMCEL TRUST 6.875% 06/02/24	834,981	867,000	0.78
米ドル	1,050,000	GOLDEN EAGLE RET 4.625% 21/5/23	922,320	812,028	0.73
米ドル	710,000	AGROMERCANTIL 6.25% 10/04/19	715,375	721,660	0.65
米ドル	720,000	PETROBRAS INTL FIN 5.75% 20/01/20	708,699	659,938	0.59
米ドル	650,000	SOHO CHINA LTD 7.125% 07/11/22	653,125	635,329	0.57
米ドル	580,000	SUN HUNG KAI PROP 5.375% 08/03/17	636,196	610,524	0.55
米ドル	550,000	ALLIANCE GLOBAL GROUP 6.5% 18/08/17	592,348	578,273	0.52
米ドル	510,000	COSAN FINANCE 7% 01/02/17	581,400	530,294	0.47
米ドル	320,000	TRANSPRT DE GAS 5.7% 20/03/22	347,783	331,054	0.30

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ケイマン諸島（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	220,000	CHINA RES CEM 2.125% 05/10/17	221,606	220,010	0.20
			8,715,047	8,373,190	7.49
		ケイマン諸島合計	10,206,819	9,735,925	8.71
チリ					
その他債券					
米ドル	2,870,000	GNL QUINTERO 4.634% 31/07/29	2,870,000	2,852,861	2.55
			2,870,000	2,852,861	2.55
固定利付債					
米ドル	1,740,000	AES GENER SA 5.25% 15/08/21	1,893,079	1,809,599	1.62
米ドル	1,730,000	CENCOSUD SA 6.625% 12/02/45	1,675,854	1,636,781	1.47
米ドル	1,540,000	SOC QUIMICA Y MIN 3.625% 3/4/23	1,327,463	1,311,626	1.17
米ドル	1,025,000	CORPBANCA 3.875% 22/09/19	1,020,588	1,042,159	0.93
米ドル	880,000	E.CL SA 5.625% 15/01/21	983,651	957,578	0.86
米ドル	550,000	EMBOTELL ANDINA 5% 01/10/23	548,928	583,738	0.52
米ドル	270,000	SOC QUIMICA Y MIN 5.5% 21/04/20	279,045	272,597	0.24
米ドル	250,000	SOC QUIMICA Y MIN 5.5% 21/04/20	285,125	252,165	0.23
			8,013,733	7,866,243	7.04
		チリ合計	10,883,733	10,719,104	9.59
コロンビア					
国債					
米ドル	860,000	REP OF COLOMBIA 4% 26/02/24	838,285	835,060	0.75
			838,285	835,060	0.75
固定利付債					
米ドル	1,240,000	BANCO DE BOGOTA 5% 15/01/17	1,319,074	1,274,253	1.14
米ドル	70,000	ECOPETROL SA 5.875% 18/09/23	73,710	70,572	0.06
			1,392,784	1,344,825	1.20
		コロンビア合計	2,231,069	2,179,885	1.95
クロアチア					
国債					
米ドル	1,520,000	REP OF CROATIA 6.25% 27/04/17	1,615,760	1,598,420	1.43
米ドル	200,000	CROATIA GVT 6% 26/01/24	211,000	213,522	0.19
			1,826,760	1,811,942	1.62
		クロアチア合計	1,826,760	1,811,942	1.62

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ドミニカ共和国					
国債					
米ドル	1,350,000	DOMINICAN REP 6.85% 27/01/45	1,374,868	1,325,093	1.18
米ドル	120,000	DOMINICAN REP 6.85% 27/01/45	125,480	118,174	0.11
			1,500,348	1,443,267	1.29
固定利付債					
米ドル	1,902,000	AEROPUERTOS DOM 9.25% 13/11/19	1,821,152	1,904,119	1.71
			1,821,152	1,904,119	1.71
		ドミニカ共和国合計	3,321,500	3,347,386	3.00
香港					
変動利付債					
米ドル	1,000,000	CITIC LTD FRN 29/12/49	1,114,425	1,122,500	1.00
			1,114,425	1,122,500	1.00
固定利付債					
米ドル	450,000	WHARF FINANCE 3.5% 23/01/19	447,385	461,092	0.42
米ドル	430,000	WHARF FINANCE 4.625% 08/02/17	461,020	445,778	0.40
米ドル	210,000	CITIC PACIFIC 6.625% 15/04/21	234,393	236,975	0.21
			1,142,798	1,143,845	1.03
		香港合計	2,257,223	2,266,345	2.03
インド					
変動利付債					
米ドル	1,130,000	STATE BANK INDIA FRN 29/11/49	1,136,975	1,162,013	1.05
米ドル	530,000	ICICI BANK LTD FRN 30/04/22	554,185	541,644	0.48
			1,691,160	1,703,657	1.53
固定利付債					
米ドル	580,000	ADANI PORTS&SPEC 3.5% 29/07/20	577,239	574,587	0.51
			577,239	574,587	0.51
		インド合計	2,268,399	2,278,244	2.04
インドネシア					
国債					
米ドル	460,000	REP OF INDONESIA 4.125% 15/1/25	442,060	442,276	0.40
米ドル	280,000	REP OF INDONESIA 11.625% 4/3/19	374,276	360,398	0.32
米ドル	140,000	REP OF INDONES 6.875% 17/1/18	157,780	153,990	0.14
			974,116	956,664	0.86
固定利付債					
米ドル	960,000	PRATAMA AGUNG 6.25% 24/02/20	950,450	903,352	0.80
米ドル	880,000	PERUSAHAAN NEGA 5.125% 16/5/24	882,500	858,634	0.77

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
インドネシア（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	980,000	BUMI INVESTMENT 10.75% 06/10/17	469,066	235,200	0.21
米ドル	180,000	BUMI CAP PTE LTD 12% 10/11/16	94,500	43,200	0.04
			2,396,516	2,040,386	1.82
		インドネシア合計	3,370,632	2,997,050	2.68
アイルランド					
投資信託					
-	5,426,737	GS USD LIQUID RESERVES FUND CLASS X	5,426,736	5,426,737	4.86
			5,426,736	5,426,737	4.86
固定利付債					
米ドル	1,630,000	PHOSAGRO OAO 4.204% 13/02/18	1,597,508	1,572,950	1.41
米ドル	480,000	EDC FINANCE 4.875% 17/04/20	452,203	401,558	0.36
			2,049,711	1,974,508	1.77
		アイルランド合計	7,476,447	7,401,245	6.63
イスラエル					
固定利付債					
米ドル	2,180,000	DELEK&AVNER YAM 2.803% 30/12/16	2,183,080	2,187,739	1.96
米ドル	1,680,000	DELEK&AVNER YAM 3.839% 30/12/18	1,680,400	1,706,544	1.53
米ドル	490,000	ISRAEL ELECTRIC 5.625% 21/06/18	490,000	526,402	0.47
			4,353,480	4,420,685	3.96
		イスラエル合計	4,353,480	4,420,685	3.96
日本					
固定利付債					
米ドル	560,000	SOFTBANK GP CORP 6% 30/07/25	560,000	560,700	0.50
			560,000	560,700	0.50
		日本合計	560,000	560,700	0.50
カザフスタン					
固定利付債					
米ドル	420,000	KAZMUNAIGAZ FIN 9.125% 02/7/18	475,636	468,513	0.42
			475,636	468,513	0.42
		カザフスタン合計	475,636	468,513	0.42

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ					
固定利付債					
米ドル	1,800,000	WIND ACQUISITION 7.375% 23/04/21	1,809,141	1,832,274	1.64
米ドル	990,000	TUPY OVERSEAS 6.625% 17/07/24	999,539	940,272	0.84
米ドル	800,000	MHP SA 8.25% 02/04/20	667,530	672,937	0.60
米ドル	480,000	ALTICE FINANCE 6.625% 15/02/23	480,000	478,573	0.43
米ドル	430,000	ALTICE FINANCING 6.5% 15/01/22	433,500	434,411	0.39
米ドル	300,000	ALTICE FIANCING 7.875% 15/12/19	319,500	312,884	0.28
米ドル	200,000	ALTICE FINANCING 6.5% 15/01/22	202,000	201,625	0.18
			4,911,210	4,872,976	4.36
ルクセンブルグ合計			4,911,210	4,872,976	4.36
メキシコ					
国債					
米ドル	330,000	UTD MEXICAN STATE 4.75% 8/3/44	319,490	310,614	0.27
米ドル	40,000	UTD MEXICAN STATE 4% 02/10/23	40,660	40,541	0.04
			360,150	351,155	0.31
固定利付債					
米ドル	1,436,000	GRUPO TELEVISIA SA 6% 15/05/18	1,631,296	1,569,419	1.40
米ドル	1,220,000	GRUMA SAB DE CV 4.875% 01/12/24	1,247,592	1,281,983	1.15
米ドル	840,000	JB Y CO SA DE CV 3.75% 13/5/25	831,642	811,777	0.73
米ドル	610,000	TRUST F/1401 5.25% 15/12/24	608,487	638,548	0.57
米ドル	690,000	METALSA SA 4.9% 24/04/23	691,591	615,982	0.55
米ドル	560,000	CEMEX SAB DE CV 7.25% 15/01/21	582,490	587,514	0.53
米ドル	548,000	AMERICA MOVIL SAB 2.375% 08/09/16	558,199	553,153	0.50
米ドル	360,000	SIXSIGMA NETWORKS 8.25% 07/11/21	360,000	353,979	0.32
米ドル	310,000	TRUST F/1401 6.95% 30/01/44	300,970	326,139	0.29
米ドル	200,000	GRUPO CEMENTOS CHI 8.125% 8/2/20	216,940	214,200	0.19
米ドル	200,000	CEMEX SAB DE CV 6.5% 10/12/19	200,000	204,280	0.18
			7,229,207	7,156,974	6.41
メキシコ合計			7,589,357	7,508,129	6.72
オランダ					
変動利付債					
米ドル	990,000	ROYAL CAPITAL BV FRN 29/12/49	990,000	970,200	0.87
			990,000	970,200	0.87
固定利付債					
米ドル	1,500,000	LUKOIL INTL FIN 3.416% 24/4/18	1,348,413	1,420,164	1.28
米ドル	980,000	GREENKO DUTCH 8% 01/08/19	971,500	999,678	0.89
米ドル	870,000	HELIOS TOWER FIN 8.375% 15/07/19	850,575	679,323	0.61

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
オランダ（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	610,000	MYRIAD INTL HDGS 6.375% 28/7/17	651,480	647,145	0.58
米ドル	480,000	LISTRINDO CAP BV 6.95% 21/02/19	513,450	485,400	0.43
米ドル	520,000	LUKOIL INTL FIN 4.563% 24/4/23	467,600	448,796	0.40
米ドル	350,000	VIMPELCOM HDGS 5.95% 13/02/23	323,313	304,907	0.27
			5,126,331	4,985,413	4.46
		オランダ合計	6,116,331	5,955,613	5.33
パラグアイ					
固定利付債					
米ドル	1,677,000	REGIONAL SAECA 8.125% 24/01/19	1,722,138	1,764,421	1.58
米ドル	797,000	BANCO CONTINENTAL 8.875% 15/10/17	862,516	816,988	0.73
米ドル	650,000	TELFON CELUAR 6.75% 13/12/22	692,661	651,814	0.58
			3,277,315	3,233,223	2.89
		パラグアイ合計	3,277,315	3,233,223	2.89
ペルー					
その他債券					
米ドル	2,180,000	ABENGOA TRANS 6.875% 30/04/43	2,206,123	2,379,909	2.13
米ドル	1,790,000	CORP LINDLEY 6.75% 23/11/21	1,994,783	1,978,877	1.77
米ドル	810,000	CORP LINDLEY 4.625% 12/04/23	821,070	783,901	0.70
			5,021,976	5,142,687	4.60
固定利付債					
米ドル	230,000	SAN MIGUEL IND 7.75% 06/11/20	230,000	240,805	0.22
			230,000	240,805	0.22
		ペルー合計	5,251,976	5,383,492	4.82
フィリピン					
変動利付債					
米ドル	810,000	SMC GLOBAL POWER FRN 07/11/49	821,250	816,683	0.73
			821,250	816,683	0.73
固定利付債					
米ドル	1,965,000	ENERGY DEV CORP 6.5% 20/01/21	2,150,152	2,171,360	1.95
米ドル	410,000	SAN MIGUEL CORP 4.875% 26/04/23	377,075	394,315	0.35
米ドル	340,000	SM INVESTMENTS CORP 5.5% 13/10/17	365,500	354,898	0.32
			2,892,727	2,920,573	2.62
		フィリピン合計	3,713,977	3,737,256	3.35

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
カタール					
その他債券					
米ドル	2,070,000	RAS LAFFAN LNG 5.298% 30/09/20	1,314,990	1,267,818	1.14
米ドル	510,000	RAS LAFFAN LNG 5.838% 30/09/27	585,863	573,884	0.51
米ドル	260,000	RAS LAFFAN LNG 6.332% 30/09/27	307,450	301,430	0.27
			2,208,303	2,143,132	1.92
カタール合計			2,208,303	2,143,132	1.92
韓国					
固定利付債					
米ドル	200,000	KOOKMIN BANK 1.625% 14/07/17	200,140	199,588	0.18
			200,140	199,588	0.18
韓国合計			200,140	199,588	0.18
ロシア連邦					
国債					
米ドル	600,000	RUSSIAN FED 4.5% 04/04/22	552,750	572,712	0.51
			552,750	572,712	0.51
固定利付債					
米ドル	1,330,000	GAZPROM 4.375% 19/09/22	1,156,164	1,117,200	1.00
米ドル	630,000	MTS INTL FUNDG 5% 30/05/23	553,365	549,789	0.49
			1,709,529	1,666,989	1.49
ロシア連邦合計			2,262,279	2,239,701	2.00
シンガポール					
固定利付債					
米ドル	750,000	TBG GLOBAL PTE 5.25% 10/02/22	750,000	714,615	0.64
米ドル	200,000	TBG GLOBAL PTE 4.625% 03/04/18	200,000	195,858	0.18
			950,000	910,473	0.82
シンガポール合計			950,000	910,473	0.82
トルコ					
国債					
米ドル	470,000	REP OF TURKEY 7.5% 14/07/17	520,355	513,164	0.46
			520,355	513,164	0.46
固定利付債					
米ドル	1,150,000	TURKIYE VAKIFLAR 3.75% 15/4/18	1,159,385	1,125,001	1.00
米ドル	1,220,000	GLOBAL LIMAN 8.125% 14/11/21	1,147,700	1,072,539	0.96
米ドル	870,000	ANADOLU EFES 3.375% 01/11/22	747,205	743,829	0.67
			3,054,290	2,941,369	2.63
トルコ合計			3,574,645	3,454,533	3.09

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アラブ首長国連邦					
その他債券					
米ドル	1,700,000	RUWAIS POWER CO 6% 31/08/36	1,728,688	1,895,353	1.70
米ドル	460,000	RUWAIS POWER CO 6% 31/08/36	462,465	516,681	0.46
米ドル	100,000	DOLPHIN ENERGY 5.888% 15/06/19	57,462	56,596	0.05
			2,248,615	2,468,630	2.21
固定利付債					
米ドル	1,000,000	DOLPHIN ENERGY 5.5% 15/12/21	1,148,165	1,131,193	1.01
			1,148,165	1,131,193	1.01
		アラブ首長国連邦合計	3,396,780	3,599,823	3.22
イギリス					
固定利付債					
米ドル	490,000	VEDANTA RESOUR 7.125% 31/05/23	471,900	378,311	0.34
米ドル	400,000	VEDANTA RESOURCES 6% 31/01/19	382,000	342,309	0.31
米ドル	200,000	VEDANTA RESOURCES 8.25% 7/06/21	191,000	169,316	0.15
			1,044,900	889,936	0.80
		イギリス合計	1,044,900	889,936	0.80
アメリカ合衆国					
米国財務省長期証券					
米ドル	1,400,000	US TREAS NOTE 1.375% 31/08/20	1,394,081	1,394,530	1.24
米ドル	1,100,000	US TREAS NOTE 1.75% 28/02/22	1,093,959	1,096,047	0.98
米ドル	1,000,000	US TREAS NOTE 1.875% 31/08/22	996,415	1,001,563	0.90
米ドル	600,000	US TREAS NOTE 1.875% 31/05/22	599,491	601,688	0.54
			4,083,946	4,093,828	3.66
		アメリカ合衆国合計	4,083,946	4,093,828	3.66
ベネズエラ					
その他債券					
米ドル	310,000	PETROLEOS VENEZU 6% 15/11/26	110,825	99,657	0.09
			110,825	99,657	0.09
固定利付債					
米ドル	2,440,000	PETROLEOS VENEZUELA 5.375% 12/04/27	871,130	789,240	0.71
			871,130	789,240	0.71
		ベネズエラ合計	981,955	888,897	0.80

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	数量 / 額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
ベトナム					
固定利付債					
米ドル	1,530,000	DEBT & ASSET 1% 10/10/25	819,340	888,242	0.80
			819,340	888,242	0.80
		ベトナム合計	819,340	888,242	0.80
投資有価証券合計			111,408,564	108,723,552	97.32

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2015年9月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,749万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2015年9月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝134.97円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルにファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2015年9月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約602億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	27	291,661,313.85 米ドル
		1	35,364,131.80 トルコリラ
		3	30,887,005.40 ユーロ
		15	6,721,623,601 円
		21	153,598,590.75 豪ドル

（３）【その他】

本書提出前6か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝134.97円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（単位：ユーロ）

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融固定資産					
関連会社株式	5	600,000	80,982	600,000	80,982
長期保有目的有価証券およびその他の金融商品	5	3,296	445	6,693	903
		603,296	81,427	606,693	81,885
流動資産					
債権					
売掛金					
1 年以内に期限が到来		2,471,106	333,525	2,160,454	291,596
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、小切手および手許現金	9	1,414,434	190,906	7,525,854	1,015,765
		3,885,540	524,431	9,686,308	1,307,361
資産合計		4,488,836	605,858	10,293,001	1,389,246
負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	67,485	500,000	67,485
繰越損益	4	770,001	103,927	255	34
当期損益	4	480,102	64,799	769,746	103,893
		1,750,103	236,211	1,270,001	171,412
非劣後負債					
買掛金					
1 年以内に期限が到来	7	29,733	4,013	23,000	3,104
関連会社に対する債務					
1 年以内に期限が到来	7 , 9	2,709,000	365,634	9,000,000	1,214,730
負債合計		4,488,836	605,858	10,293,001	1,389,246

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2015年 3 月31日に 終了した年度		2014年 3 月31日に 終了した年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用：					
その他の外部費用	9	10,488,921	1,415,690	9,321,845	1,258,169
金融固定資産に係る評価額調整および 公正価値調整	5	5	1	(18)	(2)
金融流動資産に係る評価額調整および 公正価値調整、譲渡可能有価証券の売却 に係る損失		-	-	3,189	430
利息およびその他の金融費用					
関連会社関連	9	2,045	276	91,495	12,349
その他の利息および類似の金融費用	5	-	-	381	51
当期利益		480,102	64,799	769,746	103,893
費用合計		10,971,073	1,480,766	10,186,638	1,374,891
収益：					
純売上高	1	10,887,607	1,469,500	10,186,562	1,374,880
その他の営業収益		7,633	1,030	-	-
金融固定資産からの収益		961	130	76	10
その他の利息およびその他の金融収益					
関連会社からの収益	9	74,477	10,052	-	-
その他の利息および類似の金融収益	5	395	53	-	-
収益合計		10,971,073	1,480,766	10,186,638	1,374,891

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2015年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所がある持株会社のノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、1エンジェル・レーンにて入手可能である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所がある持株会社の野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書において認識される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの登録株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	(ユーロ)
2013年3月31日現在残高	281
前期利益	11,704,474
宣言された配当	(11,704,500)
2014年3月31日現在残高	255
2014年3月31日現在残高	255
前期利益	769,746
宣言された配当	-
2015年3月31日現在残高	770,001

5. 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

- 関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2015年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	1,548,962

- 長期保有目的有価証券およびその他の金融商品

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2015年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	7,074
期中の取得	-
期中の売却	(3,787)
期末現在	3,287
価格調整：	
期首現在	(381)
当期価格調整	(5)
期末現在	(386)
為替の影響	395
期末の正味価値	3,296
期末の市場価値	4,454

6．租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7．非劣後負債

2015年3月31日現在、非劣後負債は、24,876ユーロの監査費用、2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する2,709,000ユーロの未払報酬、および4,857ユーロのその他の未払金で構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2014年3月31日現在、非劣後負債は、23,000ユーロの監査費用、および上記と同一の枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する900万ユーロの未払報酬で構成されていた。

8．従業員

当社は、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9．関連当事者間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグで設立された。）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2015年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに開設した当座勘定に係る2,045ユーロ（2014年：0ユーロ）の借入利息を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

2015年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの取引による為替差益は74,477ユーロ（2014年：91,495ユーロの為替差損）であった。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10．運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2015年3月31日現在における当該資産残高は約50,993百万ユーロ（2014年：43,263百万ユーロ）である。

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Securities and other financial instruments held as fixed assets	5	3,296	6,693
		<u>603,296</u>	<u>606,693</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		2,471,106	2,160,454
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	9	1,414,434	7,525,854
		<u>3,885,540</u>	<u>9,686,308</u>
TOTAL ASSETS		<u>4,488,836</u>	<u>10,293,001</u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	770,001	255
Profit or loss for the financial year	4	480,102	769,746
		<u>1,750,103</u>	<u>1,270,001</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	7	29,733	23,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	7, 9	2,709,000	9,000,000
		<u>2,738,733</u>	<u>9,023,000</u>
TOTAL LIABILITIES		<u>4,488,836</u>	<u>10,293,001</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	9	10,488,921	9,321,845
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets	5	5	(18)
Value adjustments and fair value adjustments on financial current assets. Loss on disposal on transferable securities		---	3,189
Interest and other financial charges			
concerning affiliated undertakings	9	2,045	91,495
other interest and similar financial charges	5	---	381
Profit for the financial year		<u>480,102</u>	<u>769,746</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	10,887,607	10,186,562
Other operating income		7,633	---
Income from financial fixed assets		961	76
Other interest and other financial income			
derived from affiliated undertakings	9	74,477	---
other interest and similar financial income	5	<u>395</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements

As at March 31, 2015

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the “Company”) was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name ‘Global Funds Company’ and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the “Parent company”), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2013	281
Previous year's profit	11,704,474
Dividends declared	(11,704,500)
Balance as at March 31, 2014	255

Balance as at March 31, 2014	255
Previous year's profit	769,746
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2015	770,001

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of :

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2015 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,548,962

- Securities and other financial instruments held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2015
	EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	7,074
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(3,787)
at the end of the year	<u>3,287</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(381)
value adjustments for the year	(5)
at the end of the year	<u>(386)</u>
Foreign exchange impact	395
Net value at the end of the year	<u>3,296</u>
Market value at the end of the year	<u>4,454</u>

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2015, they consist of audit fees for an amount of EUR 24,876, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,709,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014 and other payable for an amount of EUR 4,857. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2014, they consisted of audit fees for an amount of EUR 23,000 and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9 million following the same framework agreement mentioned above.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2015, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,045 (2014: EUR 0). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange gains on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 74,477 for the year ended March 31, 2015 (2014: losses of EUR 91,495).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 50,993 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 43,263 million).

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、2015年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年7月8日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2015, and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2015, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.

July 8, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。